議会だより

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

ー第三回定例会ー

昭和六十二年第三回定例会が九月十九日から二十四日までの会期六日間で開かれました。

この定例会で議題となったものは、固定資産評価審査委員会委員の選任と補正予算三件、議員による意見書の発議一件の計五件で、それぞれ次のとおり決まりました。

◎議案第三十四号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員の棚橋九右ェ門さん、登石善八さんの任期が十月一日で満了となるので、それぞれ引き続き選任するものです。

なお、任期は三年です。

（原案可決・全会一致）

※家屋等の税金（固定資産税）は、固定資産評価員の評価に基づいて課税台帳を作成し、これによって税金を賦課しますが、納税者からこの課税台帳に登録された事項についての不服申し出があったとき、その不服について審査、決定するのが固定資産評価審査委員会の役割です。

◎議案第三十五号　昭和六十二年度月潟村一般会計補正予算（第三号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ七八二万六千円を減額し、総額を十億六、五七七万四千円とするものです。

補正の主なものは、歳入では村民税二三五万円、地方交付税八〇〇万円、農村総合モデル事業費の追加に伴う国・県補助金四九五万二千円、繰越金二八六万円などの増と、村債二、五三〇万円の減などです。

歳出では、道路橋梁維持費一、二三〇万円、道路新設改良費一、〇三八万一千円、水田農業確立対策費一二七万四千円、モデル事業の工事費六二四万八千円などが増となり、公有財産購入費二、九八五万一千円、特殊改良一種事業費四〇一万八千円などが減額になっています。そのほか、七月の人事異動に伴う人件費の整理などを行っています。

また、今回の補正で学校建設のための調査費及び協議会関係費が計上されました。

学校建設については、整備基金を設けて建設資金の積み立てを行っていますが、今回の補正によって具体的な計画づくりにスタートすることになりました。

（原案可決・全会一致）

◎議案第三十六号　昭和六十二年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ八八万五千円を追加し、総額を二億一、三八四万九千円とするものです。

歳入では、療養給付費前年度精算交付金三四万一千円と前年度繰越金五四万四千円となっています。

歳出では、保険税還付金に一〇万円、予備費一〇八万七千円の増と、人事異動に伴なう人件費三〇万四千円を減額しています。

（原案可決・全会一致）

◎議案第三十七号　昭和六十二年度月潟村簡易水道特別会計補正予算（第一号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ六九五万円を追加し、総額を六、六五五万円とするものです。

歳入では、前年度繰越金六六二万一千円と工事収入増収分三二万九千円となっています。

歳出では、トラック等購入費一四七万六千円、積立金五〇〇万円などです。

（原案可決・全会一致）

◎発議第六号　私学助成の拡充・強化を求める意見書の提出について

提出者　堀　波夫議員
賛成者　高木久平議員
（原案可決・全会一致）

新潟県最低賃金

昭和62年10月3日から

1日　**3,546円**

1時間　**444円**（時間給の場合）

※上記の最低賃金額は業種、業務、年齢、パートタイマー、臨時雇を問わず適用されます。

※労働保険の未加入事業場は今直ぐ加入手続きを。

お問い合わせは　新潟労働基準局・各労働基準監督署へ。

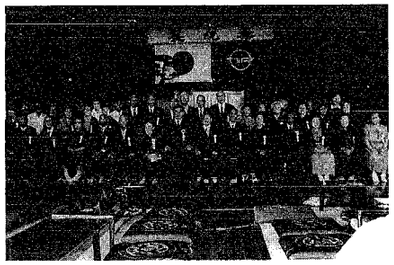

▲皆さん御一緒にはい！チーズ

まだまだ若い！

盛会だった敬老会

昭和六十二年度敬老会が、去る九月十五日月潟小学校体育館で開催されました。

今年度の対象者は、七十一歳以上の方々か、六十五歳以上のひとり暮しの方で、四百人でした。出席者は、二百四四人で、会場は、若々しい声と、熱気でいっぱいになりました。

式典は、県知事より喜寿、米寿、九十五歳になられた方三十九人にお祝品が贈られ、又米寿の方九人には、村連合婦人会から記念の座ぶとんが贈呈されました。そして、老人クラブ連合会長より、功労者に表彰状が贈られました。

村長からお祝いをされた方

㈠ダイアモンド婚夫婦
金子祐作・リツ夫妻
木川重三郎・キミ夫妻
石塚庄三郎・スミ夫妻
中島清吉・トイ夫妻

㈡金婚夫婦
曽山俊雄・キヨ夫妻
棚橋九右衛門・初枝夫妻
北忠子・ウメ夫妻
山田清松・ミヨ夫妻

㈢百歳以上
野上マス殿

㈣九十歳
鷲尾政治殿

社厚常任委員長の音頭で乾杯後、昼食となり、お祝いのアトラクションで保育園児のお遊戯、各団体の歌お踊り太鼓の演奏を楽しみ、婦人会の方々から温い奉仕活動でお世話いただき、いきいきとした一日をお過しくださったことと思います。いつまでもはつらつとした気力と健康でご活躍下さい。

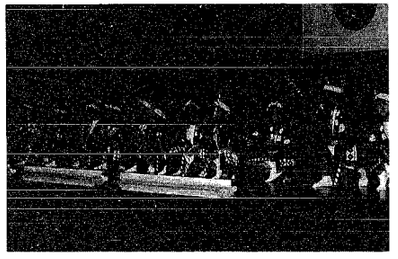

◀保育園児の遊戯
アトラクション

▲県内第2位の長寿野上マスさん
な・ん・と・104歳

▲受賞者を代表して謝辞を読む
北忠子さん

＊ー事業主のみなさんへー＊

健康保険
厚生年金保険　5人未満事業所の適用拡大

■四月から従業員三人以上の法人事業所が強制適用となりました

健康保険および厚生年金保険の適用拡大が昨年四月から実施されています。これは、これまで強制適用とされていなかった①従業員が五人未満の事業所　②従業員が五人以上であっても、飲食業やサービス業等の非適用業種の事業所のうち、法人の事業所について、段階的な適用拡大を行おうとするものです。

まず、従業員が五人以上の非適用業種の法人事業所が昨年四月から強制適用となり、さらに今年の四月からは、従業員が三人または四人の法人事業所が強制適用となりました。

（本年からの適用拡大の対象事業所は、飲食業やサービス業の事業所だけではなく、全業種の法人事業所が対象となりました。）

加入の手続きは、事業主が社会保険事務所に届け出ることになります。